同　判事兼簡易裁判所判事　秋吉　信彦
同　東海林　保　章　同　堀田水　響次郎
同　吉田　光寿
平成二十七年司法試験考査委員に任命する
平成二十七年十月三十一日までとする（各通）
検事　小原　一人
同　小新井友厚　同　佐藤達文
同　藤谷俊之　同　松東山　太郎
同　山崎耕史　同　本麗
平成二十七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十七年十月三十一日までとする（各通）
赤坂　甲治　秋本　弘章　新井　潤美
石田　貴文　大橋弘章　奥井智之
寛　三郎　片山善博　加藤友廉
杉　武司　佐藤博彦　下村裕
原　克也　幸邨　鈴木毅彦
柳川　正夫　竹内逸　谷口一将紀彦
西村　修治　半田滋子　宮村淳子　夫
平成二十七年司法試験予備試験考査委員に任命する
併任の期間は平成二十七年十月三十一日までとする（各通）
同　検事兼法務事務官　岩井直幸
同　井上麗太
平成二十七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十七年十月三十一日までとする（各通）（以上十月十七日）

皇室事項

文化勲章親授式

十一月三日午前十時三十分、宮中において、見山曉治、岸本欣一、根岸隆、國武豊喜、中村修野二及び天野浩の文化勲章親授式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十月三十一日午後四時五分御出門、オランダ国国王王妃両陛下主催催コンサート・同答礼レセプションに御出席及びクラ天皇皇后両陛下による御訪問のため、ホテルオーラ東京（港区）へ行幸啓、同六時三十三分還幸になつた。

官報

官庁事項

登録実施機関の登録の一部改正について

登録実施機関の登録について（平成20年６月16日付け中部運輸局長公示）の一部を次のように改正したのでタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第32条の規定により公示する。

平成26年11月６日

中部運輸局長　野俣　光孝

記

１．登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者等の氏名

名古屋一１号
名古屋タクシー協会
会長　天野　清美
愛知県名古屋市昭和区滝子町30番16号

２．変更のあった事項

代表者等の氏名

変更前：森　博一
変更後：天野　清美

３．変更のあった日　平成26年５月15日

４．変更の理由　代表者交代のため

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月７日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年11月６日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道　釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県　青森労災病院
宮城県　東北労災病院
秋田県　秋田労災病院
福島県　福島労災病院
千葉県　千葉労災病院
東京都　東京労災病院
神奈川県　関東労災病院及び横浜労災病院
富山県　富山労災病院
静岡県　浜松労災病院
愛知県　中部労災病院及び旭労災病院
大阪府　大阪労災病院
兵庫県　関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県　和歌山労災病院
鳥取県　山陰労災病院
岡山県　岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県　中国労災病院
山口県　山口労災病院
香川県　香川労災病院
愛媛県　愛媛労災病院
福岡県　九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県　長崎労災病院
熊本県　熊本労災病院

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係労働者を代表する者三上光明の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年11月６日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成26年11月17日

４　推薦書及び添付書類提出先　千葉労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月６日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間865円」を「１時間875円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月31日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月６日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間823円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月13日から効力を生ずる。